

「筑邦銀行カードローン」ローン規定

第1条（借主と契約の成立）

- 借主とは、「筑邦銀行カードローン」ローン規定（以下「契約条項」という）および「筑邦銀行カードローン」カード取扱規定（以下「カード規定」という）を承認のうえ（以下契約条項とカード規定をあわせて「本規定」という）、エム・ユー信用保証株式会社（以下「保証会社」という）を連帯保証人として、株式会社筑邦銀行（以下「当行」という）に所定の申込方法により「筑邦銀行カードローン」の契約（以下「基本契約」という）の申込をし、当行が審査のうえ申込を認めた方をいいます。
- 基本契約は、借主からの申込を当行が承諾したときに成立し、本規定は基本契約の内容を構成するものとします。

第2条（取引方法）

- 基本契約に基づく取引（以下「この取引」という）は、当座貸越契約取引のみとし、小切手・手形の振出あるいは引受、公共料金などの自動支払いは行わないものとします。
- この取引は第5条及び第7条に定める方法での当座貸越金の入出金により行うことといたします。
- この取引に使用する当行所定の機器に障害が生じた場合、その他相当の事由のある場合は、この取引を一時的に中止する場合があります。また、当該中止に関し当行に故意、重大な過失が無い場合には、当行は免責されるものとします。

第3条（利用限度額）

- 借主は、基本契約の利用限度額の範囲内で繰り返しこの取引による借り入れができるものとします。なお、当行がやむを得ないものと認めて利用限度額を超えて当座貸越を行った場合にも基本契約の各条項が適用されるものとします。
- 基本契約の利用限度額は、当行が決定し、借主に通知します。
- 前項にかかわらず、当行が債権保全上必要と認めるときは、この取引の利用限度額の範囲において利用可能額を減額（新たな貸し付けを中止することを含む。以下同じ）できるものとします。
- 前項により利用可能額を減額した後に、減額事由が解消しかつ当行が相当と認めた場合には、当該減額事由により減額されていた範囲内で利用可能額を増額することができます。

第4条（取引期間）

- 基本契約に基づきこの取引を行う期間は、基本契約成立の日から1年後の応当日の属する月の10日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし期限までに当事者の一方から別段の意思表示がない場合には、この期間はさらに同期間延長するものとし、以後も同様とします。
- 第1項にかかわらず、満70歳の誕生日の翌月約定返済日の翌日以降、新たな借入はできないものとします。
- 期間満了日の前日までに当事者の一方から期間を延長しない旨の申し出がなされた場合は次によることとします。
 - 貸越元金・貸越金利息など（以下「貸越元金等」という）は本規定の各条項にしたがい返済し、貸越元金等が完済された日に基本契約は当然に解約されるものとします。
 - 期間満了日に貸越元金等がない場合は期間満了日をもって基本契約は当然に終了するものとします。
 - 期間満了日の翌日以降は基本契約による当座貸越は受けられません。

第5条（借入方法）

この取引による借り入れは、以下の方法によるものとします。

- 借主が、カード規定の定めるところにより当行および当行と提携している金融機関の現金自動支払機（現金自動預入支払機（以下「ATM」という）を含む）を使用して出金する方法。
- 当行が認めた場合に限り、借主が、当行所定の方法による届出により指定した借主名義の普通預金口座（以下「指定口座」という）に当座貸越の代わり金を入金するよう当行に依頼し、当行が指定口座に対して当座貸越代わり金を入金する方法。
- その他当行が認めた方法。

第6条（利息、損害金）

- この取引の貸越利率は当行所定の利率（この取引のために当行が負担する保証会社の保証料相当額を含む年率。以下「貸越利率」という）とします。
- 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎月10日（休日の場合は翌営業日）に当行所定の利率によって計算のうえ、貸越元金に組入れるものとします。利息の計算は平年うるう年に関係なく

毎日の貸越最終残高の合計×利率の算式により行うものとします。

365

- 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当行は、前1項の利率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
 - 前号による利率変更の内容は、当行の店頭または現金自動支払機設置場所に掲示するものとします。
- 当行は貸越利率を当行所定の基準により、借主に通知することなく変更できるものとします。
- 当行は貸越利率を、当行所定の基準及び方法により優遇することができます。この場合、当行はいつでもその優遇の取扱を中止することができます。本項による貸越利率の変更については、借主より照会があれば、口座開設店が回答するものとします。
- 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は年14%（年365日の日割計算）とします。ただし、当行所定の利率が年14%を超える場合の損害金の割合は、当行所定の利率（年365日の日割計算）とします。

第7条（返済方法）

この取引の返済は以下の方法によるものとします。

- 当行における借主名義の普通預金口座（総合口座含む）を返済指定預金口座として自動引き落としにより返済する方法。この方法による場合、当行は、約定返済日に普通預金払い戻し請求書によらず、返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の返済にあてるものとします。
- 万一、返済指定預金口座に対する返済金の預入が遅延した場合には、当行は預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとします。
- その他当行が認める方法

第8条（約定返済額）

- この取引による貸越金は、毎月10日の約定返済日（休日の場合は翌営業日）にその前日の貸越残高に応じて次のとおり返済します。

貸越残高	約定返済額	貸越残高	約定返済額	貸越残高	約定返済額
2千円未満	貸越残高全額	40万円超50万円以下	1万円	90万円超100万円以下	2万円
2千円以上10万円以下	2千円	50万円超60万円以下	1万2千円	100万円超200万円以下	3万円
10万円超20万円以下	4千円	60万円超70万円以下	1万4千円	200万円超300万円以下	4万円
20万円超30万円以下	6千円	70万円超80万円以下	1万6千円	300万円超400万円以下	5万円
30万円超40万円以下	8千円	80万円超90万円以下	1万8千円	400万円超500万円以下	6万円

2. 約定返済日の前日に貸越残高がない場合は、当該約定返済日の約定返済は行わないものとします。
3. 前月の10日（休日の場合は翌営業日）以降に、第9条の随時返済を行った場合も第1項にしたがって返済します。

第9条（随時返済）

1. 前条による定例返済のほか、借主は随時に任意の金額を返済することができるものとします。
2. 前項による随時返済はATMまたは当行が認めた方法により行うこととします。
この場合、1回の随時返済額は、窓口では100万円、ATMでは50万円までとします。

第10条（即時支払）

1. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行の借主に対する通知、催告がなくても貸越元利金等の全額について弁済期が到来するものとし、借主は直ちに貸越元利金等を支払います。
 - (1)借主が第8条の規定する返済を遅延し、相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - (2)借主について支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき、あるいはこれらの申立予定であることを当行が知ったとき。
 - (3)借主が手形交換所または電子記録債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - (4)借主の預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (5)借主が住所変更の届出を怠るなど、借主の責めに帰すべき事由によって当行に借主の所在が不明となり、当行から借主に宛てた通知が借主の届出の住所に到達しなくなったとき。
 - (6)借主に相続の開始があったとき。
 - (7)保証会社から保証の中止または解約の申し出があったとき。
2. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行の借主に対する請求があり次第、貸越元利金等の全額について弁済期が到来するものとし、借主は直ちに貸越元利金等の全額を支払います。
 - (1)借主が当行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
 - (2)借主が当行との取引規定に違反し、それが債権保全を必要とする相当の事由に該当していると認められるとき。
 - (3)借主が当行との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - (4)この契約に関し、借主が当行に届け出た内容または提出資料に虚偽があると認められたとき。
 - (5)前各号のほか、借主の信用状態に著しい変動を生じるなど貸越元利金等の返済ができなくなるおそれのある相当の事由が生じた場合。
3. 前項の場合において、住所変更の届出を怠る、あるいは当行からの請求を受理しないなど本人の責めに帰すべき事由により、請求が延着しましたまたは到着しなかった場合は、通常到着すべきときに貸越元利金等の全額について弁済期が到来したものとします。

第11条（保証会社への保証債務履行請求）

1. 前条により、借主に貸越元利金等全額の返済義務が生じた場合には、当行は保証会社に対して貸越元利金等全額の返済を請求することができます。
2. 保証会社が借主に代わって貸越元利金等全額を当行に返済した場合は、借主は保証会社に貸越元利金等全額を返済するものとします。
3. 保証会社の返済が借主に対する事前の告知・催告なしに行われても、借主は異議を申し立てません。

第12条（銀行からの相殺）

1. この契約に基づく債務を履行しなければならない場合には、当行は貸越元利金等と預金その他の当行が借主に対して負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。
2. 前項の相殺ができる場合には、当行は事前の通知および所定の手続きを省略し、借主に代わり諸預け金等の払い戻しを受け、債務の弁済に充当することができます。
3. 前2項によって相殺をする場合、債権債務の利息および損害金の計算期間は計算実行の日までとし、利率、料率は当行の定めによるものとします。

第13条（借主からの相殺）

1. 借主は支払期にある預金その他の当行に対する債権とこの契約に基づく債務とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項により相殺する場合には、事前に書面により相殺を通知するものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印した当行所定の払戻請求書とともに直ちに当行に提出するものとします。
3. 第1項によって、借主が相殺した場合における債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を当行の計算実行の日までとし、利率・料率は当行の定めによるものとします。

第14条（債務の返済等にあてる順序）

1. 借主につき基本契約に基づく債務のほか、当行に対する他の債務がある場合に、第12条により当行から相殺をするときは、当行は債権保全上の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができるものとし、その指定に対しては借主は異議を述べることはできないものとします。
2. 借主から相殺する場合の指定は次の各号のとおりとします。
 - (1)借主は基本契約に基づく債務のほか、当行に対する他の債務がある場合に、債務の返済または前条により相殺をするときは、どの債務の返済または相殺に充てるかを事前に書面による通知をもって指定することができます。
 - (2)借主が前号による指定をしなかったときは、当行がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定できるものとし、借主はその指定に対しては異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済が延滞している場合などにおいて、前項（1）号に定められた借主の指定により、債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して返済または相殺する債務を指定することができるものとします。
4. 第2項（2）号または前項によって、当行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第15条（届出事項の変更）

1. 借主は氏名、住所、勤務先、勤務地、電話番号その他の当行に届け出た事項に変更があったときは直ちに当行所定の方法により届け出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったため、当行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を送付したにもかかわらず、延着または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。また、借主の責めに帰すべき理由により配達された郵便物が受領されないなどの場合も同様とします。

第16条（成年後見人の届出）

1. 借主またはその補助人、保佐人、後見人、もしくは任意後見監督人は、借主について家庭裁判所の審判により、補助、補佐、後見が開始された場合および任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出るものとします。
2. 借主またはその補助人、保佐人、後見人、もしくは任意後見監督人は、借主について、家庭裁判所の審判により、すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、またはすでに任意後見監督人の選任がなされている場合にも前項と同様に届出します。
3. 借主またはその補助人、保佐人、後見人、もしくは任意後見監督人は、本条第1項及び前項の届出事項に取消または変更等が生じた場

合にも、同様に届出します。

4. 前3項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

第17条（解約）

1. 借主に第10条第1項または第2項のいずれか一つでも生じた場合は、当行はいつでも当座貸越を中止し、またはこの契約を解約することができるものとします。
2. 基本契約が解約された場合に貸越元利金等があるときは、借主は直ちにそれらを支払うものとします。

第18条（契約規定等の変更）

1. 当行は、当行所定の本支店の店頭への表示その他相当の方法で公表することにより、本規定を変更できるものとします。
2. 前項による変更後の規定は、公表の際に定める相当な期間を経過した日以降のこの取引から適用されるものとします。
3. 前項の相当期間経過前であっても、借主がこの取引を行ったときは、当行は、借主が変更事項および新規規定を承認したものとみなし、第1項による変更後の規定を適用します。

第19条（貸付の契約に係る勧誘の承諾）

借主は、今後当行が電話、郵便、電子メール等を用いて、貸付の契約に係る勧誘を行うことを承諾します。なお、借主は、勧誘が不要な場合は、その旨を当行に対して意思表示を行うことができます。

第20条（報告および調査）

1. 当行が債権保全上必要と認め、財産、収入等について、資料の提供または報告を求めたときは、借主は直ちにこれに応じるものとします。
2. 借主は財産、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当行に報告するものとします。

第21条（危険負担等）

1. 当行に差し入れた契約書類等が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって、紛失、滅失、損傷、または延着した場合には、当行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済するものとします。なお、この場合、借主は当行からの請求があれば直ちに代わりの証書等を差入れます。
2. 借主に対する権利の行使もしくは保全、または担保の取り立てもしくは処分に要した費用、および借主の権利を保全するため当行の協力を依頼した場合に要した費用は借主が負担します。

第22条（合意管轄）

1. 基本契約、および基本契約に基づく借主と当行との諸取引の契約準拠法は日本法とします。
2. 基本契約およびこの取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店またはこの取引の属する支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第23条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主と当行との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行の請求によって、借主は当行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
4. 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が当行からの請求を受領しないなど、借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。
5. 第3項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、借主は当行にはなんらの請求をしません。また、当行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第24条（会話内容の記録）

当行は、お客さまからのお申し出内容を正確に把握するため、基本契約の成立・不成立に関わらず、電話によるお客さまと当行の会話内容を録音により記録し、相当期間保管することがあります。